

令和8年3月26日

令和8年第1回岬町議会定例会

第3日会議録

令和8年第1回（3月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和8年3月26日（木）午前10時15分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり10名であります。

1番 大里 武智	2番 欠 員	3番 欠 員
4番 中 原 晶	5番 竹 原 伸 晃	6番 奥 野 学
7番 道 工 晴 久	8番 谷 地 泰 平	9番 谷 崎 整 史
10番 出 口 実	11番 瀧 見 明 彦	12番 坂 原 正 勝

欠席議員 0名、欠 員 2名、傍 聴 7名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺 田 武 司	
副 町 長 中 口 守 可	まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新 堀 満	
副 町 長 上 田 隆	まちづくり戦略室危機管理監 兼危機管理担当課長	寺 田 晃 久	
教 育 長 古 橋 重 和	総務部理事兼総務課長	南 大 介	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川 端 慎 也	総務部理事兼財政改革部理事	谷 卓 哉
総 務 部 長 会 計 管 理 者	西 啓 介	しあわせ創造部総括理事	辻 里 光 則
財 政 改 革 部 長	内 山 弘 幸	しあわせ創造部理事 (保健センター担当)	川 井 理 香
しあわせ創造部長	松 井 清 幸	兼保健センター所長 都市整備部理事 (建築担当)	佐々木 信 行
都 市 整 備 部 長	小 坂 雅 彦	兼 建 築 課 長 都市整備部総括理事 (産業観光促進・ しんたなみさき公園担当)	吉 田 一 誠

教育次長兼指導課長	松井文代	都市整備部理事 (新たなみさき公園担当) 兼産業観光促進課長 (観光推進担当)	新保太基
まちづくり戦略室理事 (秘書・政策推進担当) 兼町長公室(秘書担当)課長 兼企画政策推進担当 (政策推進担当)課長	川島大樹	下水道事業理事	奥田敏幸
まちづくり戦略室理事 (人事担当)	廣田尚司	教育委員会事務局理事 (生涯学習担当) 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	岩田圭介

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	松本 啓子	議会事務局係長	池田雄哉
--------	-------	---------	------

○会 期

令和8年3月4日から3月26日(23日)

○会議録署名議員

5番 竹原伸晃      6番 奥野 学

#### 議事日程

日程第 1	三常任委員長報告
日程第 2 議案第20号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 3 議案第21号	岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第 4 議員提出議案第1号	アメリカ合衆国及びイスラエルによるイランへの攻撃中止と中東地域の即時停戦を求める意見書について

(午前10時15分 開会)

○坂原正勝議長 皆様、おはようございます。

ただいまから令和8年第1回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時15分です。

本日の出席議員は10名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には町長以下、関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○坂原正勝議長 日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

3月5日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた結果の報告を三常任委員長から求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。

事業委員長、出口 実君。

○出口 実事業委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

3月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました3件の案件について、3月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いました。その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により、ご報告をいたします。

まず、議案第5号、令和7年度岬町一般会計補正予算（第11次）のうち本委員会に付託された案件について、委員から質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第7号、令和8年度岬町一般会計予算のうち本委員会に付託された案件について、質疑を行いました。

委員からは、町営住宅の長寿命化事業内容や、物価高騰対策の水道料金助成事業の内容について、有害鳥獣駆除事業補助金の内容について、みさき公園に植えた桜の管理について、誰がするのかという形でございます。

委員から質問があり、担当課からは、令和8年度は小田平住宅23棟46戸を改修工事するもの、水道料金の基本料金911円を6か月間7,800世帯分を助成するもの、イノシシや鹿を捕獲するためのくくりわなを購入する費用に充てる、事業者が新たに植えた桜は原状回復を申し

入れているとの答弁があり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第14号、令和8年度岬町下水道事業会計予算について、各委員から質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で、事業委員会委員長報告を終わります。ありがとうございます。

○坂原正勝議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長 大里武智君。

○大里武智厚生委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました8件の案件については3月11日に委員会を開催し慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について会議規則第41条第1項の規定により報告します。

議案第5号、令和7年度岬町一般会計補正予算(第11次)についてのうち本委員会に付託された案件について、担当課から説明をいただき質疑応答を行いました。

委員からは、戸籍電算化事業の経過について質問があり、担当課からは、戸籍電算化に伴い、振り仮名を付ける作業時の旧氏等の確認を行うものとの答弁がありました。また、個人情報の利用に不安を感じるとの反対討論があり、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第6号、令和7年度岬町介護保険特別会計補正予算(第4次)について、担当課から説明をいただき、質疑、討論なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

議案第7号、令和8年度岬町一般会計予算についてのうち本委員会に付託された案件について、質疑を行いました。各委員からは多岐にわたる質疑がありましたので、抜粋して報告します。

高齢者補聴器購入費助成事業補助金についての質問には、令和8年度からは補助の対象を拡充するとの答弁がありました。町立保育所の保育士の配置についての質問には、年度当初は各保育所において配置基準を満たしているが、既に満室のクラスもあり、今後、待機児童が発生しないように保育士増員に努めるとの答弁がありました。また、がん検診委託料の増額についての質問があり、担当課からは、胃がん検診などの集団検診においては医師派遣料や最低稼働保証料によ

る増額、個別検診においては胃内視鏡検診の受診増によるとの答弁がありました。

討論では、こども誰でも通園制度や自治体情報システムの標準化、マイナンバー法の具体化等には承服しかねるとの反対討論があり、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第8号、令和8年度岬町国民健康保険特別会計予算については、委員から来年度の保険料の見通しと要因についての質問があり、担当課から診療報酬改定や賦課限度の引上げ、子ども・子育て支援金分の負担によるとの答弁がありました。また、加入者に負担を与える予算であるとの反対討論があり、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和8年度岬町後期高齢者医療特別会計予算については、委員から、資格確認証の発行についてなど質問があり、担当課からは、令和8年8月以降も引き続き、発行していくとの答弁がありました。また、保険料の引上げを含む予算には賛成できないとの反対討論があり、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和8年度岬町介護保険特別会計については、委員から、来年度の保険料は税制改正前の段階区分を維持という考えを基に予算化されているのかとの質問があり、国の政令改正に伴い条例改正を行うことから、税制改正の影響を遮断した内容であるとの答弁がありました。また、来年度の税制改正の影響を加入者にしわ寄せをするべきではないとの反対討論があり、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第17号、岬町国民健康保険条例の一部改正については、担当課から説明をいただき、委員からは、なぜ子ども・子育て支援金を国民健康保険で加入者に負担させるのかとの質問があり、担当課からは、国の税制改正により社会全体で子育てを支援することとなったとの答弁があり、また、子ども・子育て支援金を健康保険に上乗せして徴収し、加入者に負担をかけるべきではないとの反対討論があり、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第18号、岬町介護保険条例の一部改正については質疑はなく、来年度の税制改正の影響を加入者に負担を負わせることに反対であるとの反対討論があり、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、本委員会に付託された8議案について、私の委員長報告を終わります。

○坂原正勝議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 これでは質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長 奥野 学君。

○奥野 学総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をさせていただきます。

3月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案8件について、3月12日に委員会を開催し慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告させていただきます。

議案第5号、令和7年度一般会計補正予算（第11次）についてのうち本委員会に付託された案件について、審査を行いました。

まず委員からは、一般職退職者5名の補充計画について質問があり、担当課からは、4月1日採用に向けて採用試験を行っているとの答弁があり、討論なく、満場一致で可決されました。

議案第7号、令和8年度岬町一般会計のうち、本委員会に付託された案件について審査を行いました。

まず歳入について、委員からは、寄附金で岬ゆめ・みらい寄附金3億40万円計上されているが、新しい企画、新しい要因があるのかや、各科目の滞納等についての質問があり、担当課からは、昨年11月から地域活性化起業人としてのジェイコムウエストから1名派遣していただき、広域的な放送網を活用してふるさと納税PRにもっと取り組みたいことや、各税や給食負担金滞納分の内容等について答弁がありました。

次に歳出について、委員からは、反訳委託料や災害備蓄品、校務支援システム等について質問があり、災害備蓄品については5年計画を立てて充足に取り組んでいることや、当該システムの構築を円滑にするためにICT支援員を配置する等の答弁があり、討論なく、満場一致で可決されました。

議案第11号、令和8年度岬町淡輪財産区特別会計について、委員からは、令和8年度末で財産区基金162万4,000円となっているが、将来はどうなっていくかの質問があり、担当課からは、基金の取崩しを抑えて運用していくとの答弁があり、討論なく、満場一致で可決されました。

議案第12号、令和8年度岬町深日財産区特別会計について、質疑、討論なく、満場一致で可決されました。

議案第13号、令和8年度岬町多奈川財産区特別会計について、質疑、討論なく、満場一致で

可決されました。

議案第15号、岬町過疎地域持続的発展計画の策定について、委員からは、保育所給食調理場は統合するという前提で計画され記載されているが、担当課と協議したのかとの質問があり、担当課からは、計画策定には各担当課に照会し、協議し進めているとの答弁があり、全体としては前にどんどん進めていくべきと考える者が多いが、十分な協議がなされていると思えないとの反対討論があり、挙手多数で可決されました

議案第16号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑、討論なく、満場一致で可決されました。

議案第19号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、委員からは、基準額が引き上げられているが、配偶者を除くということが対象者にとって不利益にならないのかとの質問があり、担当課からは、第2号を第1号に繰り上げて、子ども扶養手当に増額するという対応を行っているので、直接、不利益にならないと考えているとの答弁があり、討論なく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された8議案について、私の委員長報告を終わります。

○坂原正勝議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから議案第5号、令和7年度岬町一般会計補正予算(第11次)について、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○坂原正勝議長 反対討論どうぞ。

○中原 晶議員 議案第5号、令和7年度岬町一般会計補正予算(第11次)について、賛同しかねる立場から討論に加わります。

事業委員会の審査を傍聴させていただきましたが、町道西畑線の整備が前倒しで実施されることは、地元の皆さんの長年の要望が早く前に進むということで歓迎されるものと考えています。

もう一方で、町道美崎苑連絡線についてはかねてから疑義を申し上げてきたところであり、既に事業が進められておりますが、急がれるものではないと考える立場であります。

総務文教委員会、厚生委員会については委員として審査に参加をさせていただきました。消防団員の活動中の事故への補償や障害者就労継続支援や自立支援医療費の増額など、必要な予算として認めるところであります。

しかしながら、国が進めるマイナンバー法の一環として行われる戸籍に振り仮名を振る事業等は、自治体に過大な負担を押しつけ、個人情報や蓄積し一元管理を進めるものであります。

住民の利便性の向上や職員の事務の効率化は望まれるところでありますが、国による情報の一元管理が行く行くは住民の徴税強化や社会保障給付の抑制、民間事業者による個人情報の利活用、情報漏えいといった住民を危険にさらす懸念があり、賛同しかねると考えるものであります。

○坂原正勝議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 反対討論ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 では、これで討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は、原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号、令和7年度岬町介護保険特別会計補正予算(第4次)について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○坂原正勝議長 満場一致であります。

よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号、令和8年度岬町一般会計予算について討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか。

反対討論の方おられますか。

中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第7号、令和8年度岬町一般会計予算について、賛同しかねる立場から討論を行います。

来年度の一般会計予算においては、住民の願いに応える事業が盛り込まれており歓迎されるものとするものであります。高齢者補聴器購入補助事業については、かねてから求めてきた対象の拡充が図られ、課税世帯にも対象を拡大することとあります。補助金と対象のさらなる拡充を求めるものであります。

飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金についても拡充が図られ、事後申請を可能とし、雌猫の補助費用を5,000円から8,000円に上限を増額するなど、地域猫活動に取り組まれているボランティアの皆さんに大いに喜ばれるものと考えます。

各種がん検診の完全無料化や乳幼児健診の対象年齢の追加など、命と健康を守る事業の拡充も前向きに評価するものであります。

有害鳥獣対策において、駆除事業補助金として一時的ではあれ50万円の増額がなされることは対策事業の促進につながるものとするものであり、再来年度以降の予算化も求めるものであります。

各学校学習機の更新や小中学校給食の無償化、町外の小中学校に通う子どもたちの給食費等支援補助金など、教育・子育て環境の拡充も前向きに評価できるものであります。

学校給食費においては、国の基準額が町の試算額より少ないとのことでありましたので、国に対して増額を求めるとともに、中学校給食費についても国に予算化するよう求めていただきたい

と思います。アレルギーや不登校などで給食を食べられていない子どもたちにはその費用を補助するよう、この場でも求めておきたいと思います。

水道基本料金を今年の8月分から6か月分の使用料を免除することは、物価高の下、大変喜ばれる事業であると考えます。一時的な措置にとどめず継続するよう求めたいと思います。

しかしながらもう一方で、住民の利益を損なう懸念が強いと考えられる事業や予算の在り方について疑念を感じる事業が含まれております。自治体情報システムの標準化事業やマイナンバー法の具体化が多額の経費をかけて行われており、住民の個人情報在今后どのように利活用されていくのか、大いに懸念するところであります。

こども誰でも通園制度については、国会で決められ実施せざるを得ないとはいえ、月に上限10時間までの利用で事業の目的が果たされるのか、事前の保護者との面談やルールづくりなど担当課への負担がかかるにもかかわらず補助金が必要経費に満たないなど矛盾の多い事業であり、岬町では既に安定的に実施されている一時預かり事業を拡充すれば足り得るものとするものがあります。

厚生委員会の審査を通じて指摘しましたが、社会福祉協議会への補助金の減額理由を巡って、来年度から開始される基幹相談支援センター事業を社会福祉協議会に委託することを前提にしたかのような予算の組み方には疑問を感じるところであります。

また、各種相談事業について資料請求を行い資料を頂きましたが、法律相談とその他の事業との比較において、1件当たりの相談に係る経費の乖離が大きく均衡を欠くことも指摘しておきたいと思います。

住民の願いに応える事業が取り組まれようとしていることは大いに認めるところでありますが、低い年金と賃金の上に高い保険料から加入者を守る手だてもなく、長引く物価高による深刻な生活状況を救うには十分といえないことから、一般会計予算には賛同しかねる立場であります。

○坂原正勝議長 次に、賛成討論ございませんか。

瀧見議員。

○瀧見明彦議員 議案第7号、令和8年度一般会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

まず初めに、物価高騰による生活が大変な時期に住民に対して様々な対策を盛り込んでおられるという点でございます。

ともすれば岬町の財政力では当初予算が組めないことも考えられる中、第一に住民のことを考え、水道料金の助成事業や手厚い子育て支援の充実に努められておられます。これは大変、評価いたしたいと思います。

そして、新規施策で私が注目したいのは、各種がん検診の無償化事業と道の駅みさき整備事業でございます。

がんは日本人の死因の第1位となっており、住民が経済的な負担を気にすることなく受診できる環境は早期発見と予防につながり、誰もが健やかに生き生きと暮らせることとなります。

道の駅みさきは、岬町を訪れる方々の窓口として十分に機能しており、商品の売場が狭いことから売場の拡張要望が多かった事案でございました。このことにより、店舗の陳列される商品を届ける漁業者や農業従事者、加工品製造業者も多くの商品をそろえることができ、岬町の一次産業の活性化に寄与されると考えております。

また私の視点として非常に注目しているのは、主要な財政指標である経常収支比率が前年度からコンマ1%改善し94.5%、実質公債費比率もコンマ6%改善し11.0%になったことでございます。また、将来負担率も6.6%大幅に改善され100.4%となりました。自治体として、財政指標が改善する予算組みには大きな反動も考えられる中、行財政改革を着実に進められたことで可能となったことと見ております。

最後に、私が昨年の6月議会の一般質問で質問した遠距離通学支援事業も引き続き予算化されていることに注目いたします。私はもう5年以上、子どもたちの通学見守りボランティアをしておりますが、その子どもたちの顔を見るのが毎日楽しみであり、みさき公園駅から淡輪駅まで通学する子どもたちのために、通学費の負担軽減による支援が計上されている予算に反対する理由が見つかりません。

以上のことにより、令和8年度一般会計予算に賛成とさせていただきます。

○坂原正勝議長 ほかに討論ございませんか。

賛成、反対どちらですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○坂原正勝議長 反対討論の方ございませんか。

では賛成討論をどうぞ。

○竹原伸晃議員 議案第7号、令和8年度岬町一般会計予算について、賛成の立場で討論に加わります。

私からは3つの視点から。

1つ目は、先ほど、瀧見議員もされておりましたが、物価高騰や人件費高騰に対するところでございまして、厳しい財政運営が背景にありながら、こども誰でも通園制度や教育センター支援事業を推進し、そして老朽化した子育て支援センターを、来年度から使わなくなった教円幼稚園

の施設へ移転する費用が盛り込まれていました。本町は人口減少や少子高齢化が進んできておりますが、子どもに対する政策が盛り込まれて充実していることに重要な判断材料となっております。

2つ目は、商工会支援事業の拡充や道の駅みさき直売所部分の売場増設に向けた予算が含まれていること、また地域おこし協力隊を2名体制にすることや大阪湾つながる海の旅づくり事業として、引き続き深日洲本ライナーを運行し、岬町へ来ていただく、いわゆる交流人口の増加を目指した予算が見受けられることです。これは地域の活性化だけでなく、将来に定住していただく方々への導入部分だとも思いますので、岬町の魅力を多くの方に発信できることとなります。

3つ目は、みさき公園事業についてです。予算としては維持管理に関するものだけですが、平成31年3月26日、ちょうど7年前ですね、3月議会終了後の全員協議会で南海が撤退するということが発表されてから1年後、令和2年3月に閉園を迎え、そして同年7月から町立公園として開園、そして事業者を選定し満を持して令和4年10月に新しい事業者と契約を結ぶといった着実な手順を踏んでおられました。

しかしながら、本年に至るまで様々な理由により事業が進まなかったこと、その件に関しても、役所としては広報岬だよりでの住民への周知や、毎年5月から行われるタウンミーティングにおいても報告いただいておりますが、結果、本年2月1日をもって事業者との契約解除となってしまいました。

私はその経緯をずっと見守っている議会議員として、とても歯がゆい思いをしていました。今後の予定としまして、新たなみさき公園整備運営を行っていただく民間事業者の公募手続を予定していると聞きます。速やかに公募手続を進める予定とも聞いております。経過した時間は戻りませんが、多くの方が待ち望む、多くの住民やみさき公園を愛する方に向けて希望は残ったものと思っております。維持管理を進め、ドッグランや駐車場は使えるような予算になっているとも聞いております。

今後、全庁挙げて取り組んでいただけるものと判断いたしまして、令和8年度当初予算に期待するもので賛成の討論とさせていただきます。

○坂原正勝議長 ほかに討論ございませんか。

賛成ですか反対ですか。

○谷地泰平議員 賛成です。

○坂原正勝議長 反対討論の方ございませんか。

では、賛成討論どうぞ。

○谷地泰平議員 今回の令和8年度岬町一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の予算については、常任委員会の審査においても19時を過ぎる遅い時間までかかることもあり、慎重に審査をさせていただきました。厳しい財政状況の中、職員の方におかれましては本当にこの予算編成は大変だったと思います。だからこそ、我々議員も行政のチェック機関としての役割を果たすために、住民の暮らしや町の発展につながる予算編成になっているかをしっかりと審査をさせていただきました。

予算書や委員会資料だけでは読み取ることができないこともたくさんあるため、過去の予算書や会議録なども確認しながら、疑問が残らないようにたくさん質問をさせていただきました。一つ一つの質問に対してしっかりと回答いただきありがとうございました。

今回の予算においては、新規事業としてこども誰でも通園制度、また教育支援センター設置、市町村こども家庭センター設置、また拡充事業として各種がん検診の無償化、乳幼児健診審査の充実、こちらは5歳児健診の実施というところです。あとは物価高騰対策として水道料金の助成事業として、このように子育て・教育・福祉・物価高騰対策など幅広い世代を支援するものであり、住民に寄り添った施策が盛り込まれております。また、住民代表である我々議員から、以前から提案また要望しておりました事業も数多く盛り込まれております。

先ほど述べさせていただいた教育支援センターの設置、また道の駅みさきの整備、非常用持ち出し袋配布、野生獣被害防止対策、自動録音装置の設置、高齢者補聴器購入費助成の拡充、飼いのいない猫の不妊去勢手術費補助金の拡充、有害鳥獣対策支援の拡充、これが我々議員のほうから提案させていただいたものと思われ、そういった点においても前向きに評価はできると思います。

しかし、ほかにも必要な取組がたくさんあり、本定例会においても議員から様々な要望が出されております。私も幾つか提案・要望させていただきました。

例えば、アレルギーや不登校により給食を食べることができない子どもの家庭への給食費等々の補助、また保育所では長年、絵本を購入できていないという実情から、幼児期から絵本に身近に触れる環境を整えるための絵本購入費の確保、また近年のこの物価高騰、また人件費、燃料費等の高騰、こういった状況を踏まえて給食の質・量だけでなく楽しみも確保された給食費の確保、遠足のバス代高騰対策、さらには現在、行財政改革に取り組んでおられますけれども、新たな財源確保として放置自転車の売却、学習机、今回、新規事業として学習機の更新をされますけれども、そこで古い学習机、こちらはメーカーショップ等を活用して販売してはどうかといったもの。

さらには以前から提案させていただいている空き缶・空き瓶を売却できる仕組みの構築、また住民の参画として今回、岬だよりをフルカラー発行をされるということですが、そちらについてはやはり一番読みたくなる広報紙は何かというのは住民が一番知っているため、住民アンケートを取ってはどうかといった提案。また、移住定住PR番組制作・放送、こちらは岬暮らしになりますけれども、こちらについても移住施策として何が有効かを一番知っているのはやはり移住者自身であるという観点から、ほかの市町村では移住コンシェルジュとして移住者自身に移住定住施策に参画してもらっていた事例もありますので、そういった取組を進めてはどうか。こういったところを提案させていただきました。

今回、予算には含まれておりませんがいずれも必要な取組であると考えますし、中には大きな予算がかからないものもあります。令和7年度においては、私立等の小中学校へ通う児童生徒の家庭への給食補助、こちらは今年度も継続して予算が計上されております。

また、児童遊園のあずまやの設置など、5月のタウンミーティングで住民から要望されたものについて、9月議会で補正予算を計上され、かなりスピード感を持って進められたものもあります。

令和8年度もやらなければならない事業がたくさんあると思いますし、本当に職員の方々は大変だと思いますけれども、我々議員から提案されたもの、これは一つ一つ何とか実現に向けて前向きに検討していただくことをこの場でも重ねて要望させていただきたいと思います。

令和8年度においては、こども誰でも通園制度…。

○坂原正勝議長 谷地議員、途中ですが、要望ではなくてここは討論ですから。賛成討論を明解にお願いします。

○谷地泰平議員 令和8年においては、こども誰でも通園制度、教育支援センター設置、市町村こども家庭センター設置など岬町として初めての取組もたくさんあります。大きな課題もありますし手探りで進めていかなければならないところもあります。

特に、こども誰でも通園制度、教育支援センターの設置については4月1日から開始となっているため、今でも準備を進められていると思いますけれども、予算が可決された際には、急いで進めなければなりません。

今回、予算計上された事業を確実に実施し、住民の暮らしがよりよいものとなり、岬町が発展していく町政運営となることを期待して、賛成討論とさせていただきます。

○坂原正勝議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号、令和8年度岬町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成、反対どちらですか。

○中原 晶議員 反対です。

○坂原正勝議長 はい、反対討論どうぞ。

○中原 晶議員 議案第8号、令和8年度岬町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

厚生委員会において、来年度の1人当たり保険料が引き上げられる見通しであり、その要因の1つが子ども・子育て支援金の加算によるものと確認をいたしました。

子ども・子育て支援金については税でも保険料でもない目的外の負担であり、公的医療保険の目的から大きく逸脱するものであると考えるものであります。物価高が長引き、ただでさえ苦しい加入者の保険料負担をさらに増やす予算であり、反対であります。

○坂原正勝議長 次に賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号、令和8年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。  
討論ございませんか。

賛成、反対どちらですか。

○中原 晶議員 反対です。

○坂原正勝議長 はい、反対討論どうぞ。

○中原 晶議員 議案第9号、令和8年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について、賛同できないと考える立場から討論を行います。

後期高齢者医療については75歳になると強制的に加入させられ、2年に一度の保険料の見直しによって負担増の不安にさらされる制度となっており、この制度そのものの廃止をかねてから主張しているところであります。

厚生委員会において、この予算についても子ども・子育て支援金が上乗せをされ、来年度からの2年間、第10期に当たりますが、この2年間は保険料が引き上げられるということが確認されたため、賛同できないと考えるものであります。

○坂原正勝議長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号、令和8年度岬町介護保険特別会計予算について、討論を行います。  
討論ございませんか。

賛成、反対どちらですか。

○中原 晶議員 反対です。

○坂原正勝議長 はい、反対討論どうぞ。

○中原 晶議員 議案第10号、令和8年度岬町介護保険特別会計予算について、賛同しかねる立場から討論に加わります。

来年度の保険料については、過去に引き上げられた高い保険料がそのまま維持されるという状況にあります。

ただ、国の税制改定により、来年度については本来であれば保険料の段階区分が軽くなり、保険料が引き下がる方がいても、岬町の介護保険の収入が減るからと段階区分を変更しないとのことで、保険料負担が軽くなるはずの方から今年度と同じ保険料を徴収するということは認められないと考える立場でありまして、賛同しかねるものであります。

○坂原正勝議長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号、令和8年度岬町淡輪財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立満場一致であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号、令和8年度岬町深日財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を起立により採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立満場一致であります。

よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号、令和8年度岬町多奈川財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立満場一致であります。

よって議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号、令和8年度岬町下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立満場一致であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号、岬町過疎地域持続的発展計画の策定について、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成ではありません。

○坂原正勝議長 反対討論どうぞ。

○中原 晶議員 議案第15号、岬町過疎地域持続的発展計画の策定について、賛同しかねる立場から討論に加わります。

過疎債を活用するためには、この計画に将来充当する可能性のある事業を盛り込む必要があることは理解いたしますが、再生可能エネルギーの利用促進として公共施設等太陽光発電設置が掲げられているものの具体的な計画がないこと、また、保育所給食調理場を学校給食共同調理場に統廃合される計画が追加されており、子どもの食に関わることでもあり十分な協議が必要であることから、賛同しかねるものであります。

○坂原正勝議長 次に賛成討論の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よって議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立満場一致であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号、岬町国民健康保険条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○坂原正勝議長 反対討論どうぞ。

○中原 晶議員 議案第17号、岬町国民健康保険条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

来年度から医療保険料に子育て支援に係る費用を上乗せして徴収することが国会において決められ、国民健康保険においては来年度は1人当たり平均して月に250円の負担が増やされることとなります。さらに再来年度は月に300円、その翌年には400円と負担が増やされることとなっております。

政府の説明では、社会全体で子育て世帯を支えると言いますが、税でも保険料でもない新たな負担を医療保険料に紛れ込ませて徴収するのは全くの筋違いであり、医療保険料を少子化対策に流用することは医療保険の目的から大きく逸脱するものであります。子育て支援を強化するといふなら国庫負担で対応すべきであります。

政府はまた、現役世代の負担軽減を掲げながら、子どものいる世帯ではその人数に応じて負担が増やされることとなり、もう一方でSNSなどでは独身税ではといった批判が上がっております。長引く物価高が生活に重くのしかかっているときに、これ以上の負担を増やす仕組みを組み

入れることに反対であります。

○坂原正勝議長 次に、賛成討論ございませんか。

大里議員。

○大里武智議員 先ほど、厚生委員長として報告させていただきましたが、委員会では委員長は賛否に加わっていないので意思を表明する前に討論させていただきたいと思います。

今、反対討論の中でもあったんですが、令和8年度から国民健康保険の負担が増えるということには賛成し難い部分が確かにあります。

しかし、子ども・子育て支援に使われる負担であり、子どもたちが健やかに成長していくためのもの、児童手当の拡充や保育サービスの充実、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付などの出産や子育てに関する給付に使われるなど、子ども・子育て支援施策に係る財源を世代を超えて社会全体で支える仕組みとなっています。子ども・子育て支援の強化は今後さらに充実していかなければなりません。そのために、安定した財源を確保するためのものであること、子ども・子育てを応援する意味から、賛成させていただきたいと思います。

○坂原正勝議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号、岬町介護保険条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○坂原正勝議長 反対討論どうぞ。

○中原 晶議員 議案第18号、岬町介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

来年度からの税制改定により控除額が増えることから、所得が減るために、本来であれば保険料の段階区分が変わり保険料が引き下がる方が出るところであります。そうすると、岬町の介護保険における保険料収入が減るといった事情から、今年度の段階区分を維持するという事となっております。

税制改定は国が行ったことで、保険料収入が減るといふなら国がその補填をするべきであつて、加入者にしわ寄せをし、軽くなるはずの負担を重いまま押しつけるべきではないと考える立場から、反対であります。

○坂原正勝議長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 では反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よつて、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ついで、議案第19号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立満場一致であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、ご苦労さまでした。

---

○坂原正勝議長 日程第2、議案第20号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事 廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第2、議案第20号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和7年人事院勧告を踏まえ一般職の職員の諸手当を改定するため、本条例に所要の改正を行うものです。

お手元の議案書と新旧対照表も併せてご参照願います。

新旧対照表のほうが分かりやすいですので、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

まず、第13条の2、地域手当の部分ですが、現行の10%から11%に改定するものです。令和6年人勧で、原則、大阪府域は12%に統一され、令和8年度は経過措置として11%指定がありましたので、それに準ずるものでございます。

次に、第21条、宿日直手当の部分ですが、現在、本町では宿日直を伴う業務はなく、実際に手当の支給が発生することはありませんが、人勧の枠組みを維持するため国の給与改正に準じて改正するものです。

最後に、附則部分ですが、施行期日は令和8年4月1日からの施行となります。

改正の説明は、以上です。他団体の対応確認や職員団体との協議に時間を要し、追加議案となつてしまいましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 今年度の人事院勧告の反映をしたということで、職員組合との協議についても行われたということだと思います。その協議の状況について、ご説明いただきたいということと、

それから今年度の人勧の反映ということについて言うと、残る課題があるかなというふうに思いますけれども、それについてはどのように進めていかれるのか、確認をさせていただきます。お願いします。

○坂原正勝議長 答弁を求めます。

まちづくり戦略室理事 廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

まず職員団体との協議の状況ですが、職員団体からもいろいろな意見が出たのですが、一番ネックになっていたのが通勤手当の部分、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当の新設部分です。2つ目の質問と一緒に回答にはなるんですけども、職員団体からの意見としましては、いわゆる駐車場手当に関しては、今回、条例の改正では上げていません。地域手当と宿日直手当の部分だけ上げさせていただいてるんですけども、結論的に駐車場手当に関しましては継続協議ということで、今回の条例改正には載せておりませんし、令和8年度の当初予算の中にも含まれておりません。

職員団体からの意見としましては、厳しい財政状況は一定理解するが、優秀な人材の確保のため、また人材流出を避けるためにも、最低限、人勧の給与面の枠組みから外れないことが大切である。駐車場等の利用に対する通勤手当を、給与法に準じてこの令和8年4月から支給すべきである。また、3月からの条例改正が無理なら、先々、例えば9月の補正であったり12月の補正であったり予算を確保して、職員のために4月に遡及して人勧遵守の姿勢を示してほしいというふうな職員団体から意見をもらっています。

先ほども申し上げましたが、今回の条例改正では地域手当と宿日直手当の改正のみで、職員団体との協議が調った部分だけ上程しております。駐車場手当に対する部分に関しましては、実務的に不透明なところが多いということと、厳しい財政状況もございますので、今後じっくり検討すべき事案かと思っております。

職員団体としては4月支給が無理なら4月の遡及をしてほしいというふうな姿勢は最後までそういう主張をしておりますので、本町としましては、今回は4月からは無理なのでということで継続協議という形になっております。

令和8年度中にいろいろな協議を継続して行っていった、他団体がどういうふうな形で運用しているのかとか、いろいろな調査も含めまして職員団体と話をしながら財政部局とも協議して、慎重に検討していきたいと考えております。

○坂原正勝議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

中原議員、どちらですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○坂原正勝議長 反対討論の方ございませんか。

では、中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第20号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛同する立場から討論を行います。

先ほどの質疑において、職員団体との協議の状況のご説明をいただいたところであります。確かに国のほうもまだ実務的に明らかにされていない部分もありますので、継続協議になっているということが確認をされました。職員組合が主張しているとおり、人材の確保や人材の流出といった問題は岬町においても深刻な状況でありますので、その点に応えるためにも今後、要望に応じて慎重に検討されながら協議を進めて、要望のとおり4月から支給できるよう遡及して手当されることを私からも求めたいと思います。

また、地域手当については段階的に拡充のまだ途中ということでありますから、再来年度には12%が実現されるように併せて求めて、討論いたします。

○坂原正勝議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立満場一致であります。

よって議案第20号は原案のとおり可決されました。

○坂原正勝議長 日程第3、議案第21号、岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 日程第3、議案第21号、岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行に伴い本条例に所要の改正を行うものでございます。

条例案につきまして、ご説明いたします。

議案書の裏面をご覧ください。あわせまして新旧対照表をご参照願います。

第15条第4項第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改めるものです。

次に附則としまして、この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行することとしております。

以上が、条例案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○坂原正勝議長 起立満場一致であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

○坂原正勝議長 日程第4、議員提出議案第1号、アメリカ合衆国及びイスラエルによるイランへの攻撃中止と中東地域の即時停戦を求める意見書についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

岬町議会議員、道工晴久君。

○道工晴久議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第1号、アメリカ合衆国及びイスラエルによるイランへの攻撃中止と中東地域の即時停戦を求める意見書を、岬町議会会議規則第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

提出者は、岬町議会議員 道工晴久でございます。

賛成者は、次のとおりでございます。敬称は略させていただきます。

賛成者 岬町議会議員 瀧見明彦、奥野 学、中原 晶、大里武智、出口 実、谷地泰平。

以上であります。

趣旨説明は、朗読により代えさせていただきます。

アメリカ合衆国及びイスラエルによるイランへの攻撃中止と中東地域の即時停戦を求める  
意見書

2026年2月28日未明、アメリカ合衆国とイスラエル軍はイラン国内の重要施設に対し、軍事力を持って大規模な先制攻撃を開始した。

報道によれば、この攻撃によりイラン指導部が殺害され、イラン側も即座に報復攻撃に転じるなど、事態は中東全域を巻き込む深刻な紛争へと発展しつつある。

国連憲章及び国際法が定める主権尊重並びに武力行使の禁止は国際社会の基本原則であり、いかなる理由があろうとも一方的な武力攻撃や報復の連鎖は断じて容認できない。

特に、核関連施設周辺を標的とした攻撃は周辺住民の生命を危険にさらすだけでなく、放射能汚染による地球規模の環境破壊を引き起こす恐れがあり、極めて重大な懸念を表明せざるを得ない。

岬町は平和を希求する自治体として、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を強く願ってきた。核リスクを伴う軍事行動は、こうした理念を根底から揺るがすものであり、直ちに停止されるべきである。

また、本紛争に起因する原油価格の高騰は、国民生活や地域経済にも深刻な影響を及ぼしており、国民生活の安定のためにも早期の事態の収束が不可欠である。

よって、岬町議会は日本政府に対し以下の事項を強く求める。

1、即時停戦の強力な呼びかけ。

アメリカ合衆国、イスラエル、イランの各国政府に対し直ちに全ての軍事行動を停止し、対話による平和的解決を図るよう、唯一の戦争被爆国として粘り強い外交努力を主導すること。

2、核施設への攻撃禁止の徹底。

いかなる軍事行動においても核関連施設を標的としないよう国際社会に強く訴え、国際法に基づく非核平和の理念を厳守させること。

3、国民生活への影響対策。

中東情勢の緊迫化に伴う物価、エネルギー価格の高騰から、国民生活と地域経済を守るため必要な財政措置を含む迅速かつ機動的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年（2026年）3月26日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷崎議員。

○谷崎整史議員 提案の趣旨は十分理解できるところでございますが、文言等についていささか質疑したいと思っております。

御高承のとおり、日本国政府はイランにおける戦争状態について早期の鎮静化と海峡の自由航行の保証を求めているというスタンスでございます。

また本文言の中では、アメリカやイスラエルによる一方的な攻撃というふうな文言になっておりますが、イランにおける国内情勢についての諸問題が全く述べられていないと、1978年以来、1団体の過激な主義による支配が続いておりまして、民衆庶民が非常に苦難の状況にあるという状況もございます。

「紛争の停止を求める」という文言にしてはどうかというご提案は通信、SNSを通じてさせ

ていただいた、時間的余裕がなかったのでそうさせていただいたところでございます。

また、本文言について、国際法に違反する行為等々、いろいろ国際法に定める主権尊重並びに武力行使の禁止等々を述べておられますが、ただただ国際法のみを錦の御旗のように、あるいは標榜して掲げるのはいかがなものか。

あるいはさらにイランについては、国連勧告におきまして女性等に関する人権侵害が長く勧告が続いておるところでございます。

そういう状況から、ただ単にこの交戦状態の即時停止、鎮静化及び単に環境、経済的問題としての海峡の航行の自由及び人権問題を訴えるべきではなかったかと思いますが、いかがお考えでございましょうか。

○坂原正勝議長 谷崎議員、ここでは意見書の趣旨についての決議ですので、文面についての質疑はできません。よろしいですか。趣旨について、質問してください。

○谷崎整史議員 趣旨の提示における少々の問題があると思いますので、ちょっと疑義について説明したところでございます。

○坂原正勝議長 その問題点を明らかに明確に言ってください。

○谷崎整史議員 提案者は答えないですか。

○坂原正勝議長 趣旨について問題点があると今おっしゃいましたけど。

○谷崎整史議員 一方的な、若干偏った見方が盛り込まれていて、いかがなものかなど。政府見解とも違うし、自民党あるいは我々の見解とも違っておるかなと思っておるところでございます。

○坂原正勝議長 いいですか。

道工議員。

○道工晴久議員 谷崎議員からのご質問でございますけれども、それぞれいろいろな組織団体に所属されておる方もたくさんおられます。当然、表現また考え方の相違もあろうかと思えます。他市町でもこの文面で全会一致で議決されておられるように聞き及んでおります。このままではいわゆるアメリカの力をいろいろなところで見せつけるような一方的な動きに最近はなってきたということがございますので、このような状況では多くの国を巻き込んだ世界大戦になっていく可能性もあるので、こういった国に対する要望書をしっかりと出して考えていきたいと。

谷崎議員のおっしゃる文面がもしお考えがあるならば、修正動議を出していただいて、再度また皆さんで検討していただいてもと思います。

○坂原正勝議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

中原議員、どちらですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○坂原正勝議長 反対討論ございますか。

では賛成討論どうぞ。

○中原 晶議員 議員提出議案第1号、アメリカ合衆国及びイスラエルによるイランへの攻撃中止と中東地域の即時停戦を求める意見書について、全面的に賛同する立場から討論に加わりたいと思います。

まず、時宜にかなったものというふうに考えておりますし、アメリカ合衆国とイスラエル軍による先制攻撃という表現も用いられており、事実在即した本文の内容となっていることと考えるものであります。

先制攻撃については、攻撃当事者が表明しているとおりのことであり、国連憲章、国際法違反であることは明白であります。イランが核開発問題においてアメリカと協議を行っていた最中に攻撃が行われ、協議の中では、イランは国際原子力機関（IAEA）の査察を全面的に受け入れることに同意をしていた、こういった状況の中で、突然の奇襲攻撃を行ったということが重大な問題であります。

国連憲章及び国際法について触れられている部分について、先ほど質疑の中で錦の御旗のように掲げるものはいかがかという疑義が示されたところでありますけれども、国連憲章については、2回の大戦を経て2度と戦争を起こさないためにどうすればいいのかということで作くり上げられたものであり、錦の御旗という言葉には当たらない。国際協力により練り上げられた知恵というふうに評価するべきものとするものであり、本文の中でも適切に用いられていると考えるものであります。

スペインのサンチェス首相は、この戦争に米軍基地を使用させないこと、また、力の支配ではなく国際法の立場に立つということを堂々と述べているところであり、日本国もこの立場に立つべきだと考えるものであります。

岬町がこの意見書を採択し、提出先に届けることが大いに意義のあることと考えるものであります。

ガソリン代の高騰で住民生活がさらに厳しい状況に陥らされていることは明らかであります。また、様々な業種においても影響が及び、一刻も早い停戦こそが物価・エネルギー価格の高騰を解決する唯一の道であり、その実現には対話しかないということを考えているところであります。

この意見書は大変意義深いところであると考えらるものであり、賛同する立場であります。

○坂原正勝議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより日程第4、議員提出議案第1号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立満場一致であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって令和8年第1回岬町議会定例会を閉会します。慎重審議ありがとうございました。お疲れさまでした。

なお、この後の全員協議会は13時00分から第2委員会室にて開催しますので、関係者の皆さんはご参加願います。お疲れさまでした。

(午前11時44分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和8年3月26日

岬町議会

議 長 坂 原 正 勝

議 員 出 口 実

議 員 瀧 見 明 彦